

## 新規入国停止に伴う技能実習生等の受入れに関する 緊急アンケート（令和3年12月）の結果について

### 1 要旨

外国人材を雇用している県内企業における新規入国停止に伴う影響を把握するため、令和3年12月に、県内の外国人技能実習監理団体及び特定技能外国人登録支援機関（以下「監理団体等」という。）を対象としてアンケート調査を行った。

### 2 背景

- ・令和3年11月8日 水際対策に係る新たな措置（外国人の新規入国制限の緩和、行動制限の緩和等）
- ・令和3年11月30日 オミクロン株に対する水際措置の強化（外国人の新規入国の停止、行動制限緩和措置の見直し等）

### 3 調査の概要

- (1) 調査対象 県内の監理団体等 292 団体（監理団体：172，登録支援機関：120）
- (2) 調査方法 メール又は郵送により調査票送付，ファックス又はメールにて回答
- (3) 調査期間 令和3年12月3日～12月28日
- (4) 回答数等 94 団体（監理団体：68，登録支援機関：26）・回収率 32.2%
- (5) 結果概要 ※（ ）内の数値は監理団体等数

#### ア 入国待機者について

##### (ア) 技能実習生等の入国待機者の有無

「入国待機者がいる」	79.8%(75/94)
「入国待機者がいない」	20.2%(19/94)

##### (イ) 「入国待機者がいる」場合、何人待機しているか

67 団体回答 計：2,657 人

##### (ウ) 「入国待機者がいる」場合、令和3年11月から令和4年1月の間において所管省庁への申請手続きが可能な待機者は何人いたか

※11月8日からの新規入国制限の緩和により、技能実習生は入国人数を絞りつつ、段階的に入国が認められることとされ、令和3年11月から令和4年1月までの間の入国は、在留資格認定証明書の交付時期が令和2年1月1日から令和3年3月31日の技能実習生に限ることとされていた。現在は、新規入国の停止により所管省庁への申請手続きも中止となっている。

59 団体回答 計：1,678 人（令和2年1月1日～令和3年3月31日の在留資格認定証明書の交付者）

##### (エ) 「入国待機者がいる」場合、令和3年11月8日からの新規入国再開に伴い、受入計画を進めていたか

「進めていた」	73.3%(55/75)
「進めていなかった」	26.7%(20/75)

##### (オ) 「進めていた」場合、所管省庁に活動計画書等を提出していたか

「提出していた」	52.7%(29/55)
「提出してなかった」	47.3%(26/55)

(カ)「進めていた」場合、11月30日から新規入国停止になり、予約していたホテルや航空機等のキャンセル料など、負担した費用等はあるか

「ある」	9.1%(5/55)
「ない」	90.9%(50/55)

#### イ 新規入国停止に伴う事業活動への影響について

(ア) 新規入国停止に伴い事業活動への影響はあるか

「ある」	62.9%(56/89)
「ない」	37.1%(33/89)

(イ)「事業活動への影響がある」場合、その内容は（複数回答可）

「人手不足」：51.8%（29/56）

「受入計画の立案が不可能（入国キャンセル者の増加）」：30.4%（17/56）

「経営状況の悪化」：21.4%（12/56）

「生産の減少」：21.4%（12/56） 等

(ウ)「人手不足」を解消するために実施している取組

- ・日本在住の特定技能外国人など、国内人材を採用
- ・帰国困難な技能実習生を特定活動に切り替え人員を補充
- ・日本人労働者の募集
- ・労働条件の改善等による技能実習生等の引き留め 等

#### ウ 監理団体等からの声

- ・外国人の新規入国の受入れにあたって所管省庁に提出する書類が煩雑であり、審査合格までにかかる時間が不明瞭である。
- ・新規入国停止に伴い、所管省庁の事前審査が停止されているが、審査合格までに時間がかかることから、入国停止期間中も申請の受付や審査を進めてもらいたい。
- ・技能実習生の入国の見通しが不透明なことにより、現場の人員調整が難しい。

#### 4 今後の対応について

入国制限緩和後に円滑かつ迅速な受入れが行えるよう、国に対し、申請書類の簡素化や手続きの効率化・迅速化、及び新規入国停止期間中も申請の受付や審査を進めるよう要請していくとともに、県内企業等に対し入国再開時期や手続等の情報を速やかに提供していく。